

写

令和3年1月4日

宍粟市体育協会 会長 志水 修 様

宍粟市 まちづくり推進部市民協働課長

2月28日までのイベント等の取り扱いについて（制限緩和）

新春の候、貴会におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市のスポーツ推進活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしのことにつきまして、市内で新型コロナウイルス感染拡大の抑え込みができて
いる状況であると判断し、同感染症に係る市の対処方針が一部緩和されました。
つきましては、下記のとおり市の対処方針の一部を情報提供しますので、イベント等の実
施におかれましては、感染防止対策を十分に行っていただきますようお願いいたします。

記

《新型コロナウイルス感染症に係る宍粟市対処方針（抜粋）》（下線部は改定箇所）

- 1 市主催、共催のイベント、講演会、会議等は、感染防止対策（マスクの着用、換気の徹底、自己の体調管理等）を行い実施する。
- 2 団体等が行うイベント、講演会、会議等においても、感染防止対策（マスクの着用、換気の徹底、自己の体調管理等）を行う中で実施するよう要請する。
- 3 東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること。
- 4 できるだけ、不要不急の外出を自粛すること。
- 5 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
 - (1) 飲酒を伴う懇親会等
 - (2) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - (3) マスクなしでの会話
 - (4) 狭い空間での共同生活
 - (5) 休憩室、喫煙所、更衣室等
- 6 感染防止対策ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること。
- 7 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がされていないイベント等への参加を自粛すること。
- 8 冬期を迎え暖房を使用する場合でも、室温が下がらない範囲で窓を開けるなど、換気を徹底すること。



新型コロナウイルス対処方針
(市公式サイト)

【問合せ先】

宍粟市 まちづくり推進部市民協働課スポーツ推進室
TEL 0790-63-3210 (担当：田中)